

産業廃棄物処分業者
各位
特別管理産業廃棄物処分業者

石川県生活環境部資源循環推進課長
(公印省略)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（令和6年度実績）
の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告してください。

記

1. 報告内容 石川県内（金沢市を除く）の処理施設で処分を行った産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績。
全て電子マニフェストを使用した場合及び処分実績がない場合も、その旨報告してください。
2. 対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
3. 提出書類 実績に応じて、次の様式を提出してください。
産業廃棄物用：「様式3(本表)」、「様式3(付表①)」、「様式3(付表②)」
特別管理産業廃棄物用：「様式4(本表)」、「様式4(付表①)」、「様式4(付表②)」
報告書様式（Excel形式、PDF形式）は、当課のホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/tetsuzuki/report.html>)
なお、独自様式を用いる場合は、事前に事務担当までご相談ください。
4. 提出方法 電子メール、郵送、又は窓口へ提出のいずれかにより提出してください。
できるだけExcel形式の報告書を電子メールにて提出してください。
(押印は不要です)。
電子メール：sanpai-h@pref.ishikawa.lg.jp（専用アドレス）
郵送、窓口：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部資源循環推進課 審査グループ
5. 提出部数 1部
6. 提出期限 令和7年6月27日（金）

【事務担当】
石川県生活環境部資源循環推進課
審査グループ
TEL：076-225-1472

【産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書記入要領】

1. 処分実績は、様式3（産廃）、様式4（特管産廃）とも「本表」「付表①」「付表②」の3種類を併せて報告してください。処分実績がない場合は、本表の「処分実績なし」欄に○を記入し、様式が不足した場合は、複写して使用してください。
2. マニフェストの使用形態により報告内容が異なるので、下表を参考に記載してください。

【マニフェスト使用形態ごとの報告内容について】

使用形態	本表	付表①、付表②
すべて紙マニフェスト	すべての処分実績を記載	電子マニフェスト 使用分を含むすべての 処分実績を記載
紙マニフェストと電子 マニフェストの併用	紙マニフェスト使用分のみ記載	
すべて電子マニフェスト	許可年月日、許可番号、報告者欄を記載 「すべて電子マニフェスト使用」の欄に○を記入	

3. 「許可年月日、許可番号」欄には、石川県の許可情報を記入してください。
4. 廃棄物の種類は、別紙1から選択してください。
 なお、放射性物質汚染対処特措法の規定による特定産業廃棄物の収集運搬を行った場合は、別紙2から選択してください。
 Excel 様式では、コード番号を入力すると自動的に廃棄物の種類が表示されます。
5. 数量の単位はトンで統一し、小数点以下は、四捨五入してください。
 （例 7.6 トン→8 トン 0.3 トン→0 トン）
 なお、通常の見取り単位がトン以外のものは、次の換算係数表でトンに換算してください。

【換算係数表】

廃棄物の種類	換算比重（t/m ³ ）	廃棄物の種類	換算比重（t/m ³ ）
燃え殻	1.14	ゴムくず	0.52
汚泥	1.10	金属くず	1.13
廃油	0.90	鋳さい	1.93
廃酸	1.25	がれき類	1.48
廃アルカリ	1.13	ばいじん	1.26
廃プラスチック類	0.35	廃石綿等	0.30
紙くず	0.30	建設混合廃棄物	0.26
木くず	0.55	廃水銀等	13.57
繊維くず	0.12	蛍光灯	0.15
感染性廃棄物の専用容器1リットル当たり			0.0003 トン

（換算例：廃プラスチック類 10m³ → 10×0.35 = 3.5 トン → 4 トン）

6. すべて紙マニフェストを使用した場合、付表①の合計処分量及び付表②の合計処分量が、本表の処分量（再委託分を除く。）の合計と一致しますので、提出前に確認してください。

7. 報告書「本表」は、次の委託の状況に応じ、記入例を参考に記載してください。

委託の状況	参考先	記入箇所	備考
排出事業者から委託を受けた場合	記入例①	A「産業廃棄物の種類」 B「委託者」 C「処分」	
処分業者から再委託を受けた場合	記入例②	A「産業廃棄物の種類」 B「委託者」 C「処分」	「委託者」の許可番号及び排出場所には、再委託した処分業者の許可番号及び本社住所を記入する。
処分業者に再委託した場合	記入例③	A「産業廃棄物の種類」 B「委託者」 D「受託者」	「受託者」の許可番号及び住所には、再委託を受けた処分業者の許可番号及び本社住所を記入し、委託内容には再委託した処分方法を記入する。備考欄には「再」と記入する。

8. 記載にあたっては以下に注意してください。

- ・住所は、町字名まで記入してください。（番地等の記載は不要です。）
- ・「処分後量」欄は、処分方法が埋立の場合又は処分後すべて再生利用される場合は「0」とし、残渣が発生した場合は、当該残渣物の量を記入してください。
- ・発生段階から一体不可分の混合廃棄物を処分した場合は、備考欄に廃棄物の混合割合を記入してください。（記入例④）

9. 報告書「付表①」は、令和6年度に貴処理施設（所在地が石川県（金沢市を除く））で受託処分した産業廃棄物について、都道府県ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況を記載してください。なお、排出地域は、廃棄物が発生する現場の都道府県を記入し、排出地域が石川県内の場合は、金沢市と石川県（金沢市以外）とに区分してください。

10. 報告書「付表②」は、令和6年度に貴処理施設（所在地が石川県（金沢市を除く））で受託処分した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物について、処理施設の種類ごとの処分状況を記入してください。

なお、委託先名称、所在地は、廃棄物が処分される現場の名称及び場所を記入してください。

産業廃棄物関連情報の電子メール配信への登録のお願い

石川県生活環境部資源循環推進課では、産業廃棄物処理業者の方々等を対象に、廃棄物処理法に関する通知、法改正等の情報を電子メールで提供しています。

また、本社または事務所が石川県内に所在する産業廃棄物処理業者の方々には、これに加え、適正処理に関する講習会やセミナー等の情報提供も併せて行っています。

つきましては、当課からの産業廃棄物関連情報のメール配信への登録をお願い致します。

登録は、下記のメールアドレスまで、メール送信してください。

なお、今回、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書」を電子メールで提出された事業者の方につきましては、当方で「産業廃棄物関連情報の電子メール配信」に登録させていただきますので、登録を希望されない事業者の方は、その旨を記載願います。

1 送信先メールアドレス

e170300@pref.ishikawa.lg.jp

「l」は小文字のエルです。

石川県ホームページのホーム>くらし・教育・環境>廃棄物・リサイクル>産業廃棄物>石川県の産業廃棄物情報の下段「お問い合わせ」に当メールアドレスが記載されていますので、そちらから送信できます。

2 送信内容

- ・件名に「産業廃棄物関連情報のメール配信希望」を記入
- ・本文に「会社名、許可番号の下6桁」を記入

(お問い合わせ先)

石川県生活環境部資源循環推進課

TEL 076-225-1472

FAX 076-225-1473

e-mail e170300@pref.ishikawa.lg.jp